

富士大学における「研究費の不正行為及び不正使用」の取組みについて

富士大学（以下、本学）では、研究活動における不正行為および不正使用（以下、不正行為等）について、関係法令および本学の定める諸規則に基づき、その目的に沿った適正な措置と説明責任を果たすために「研究倫理委員会（以下、倫理委員会）」を組織し、次のように取り組みをしております。

1. 行動規範

本学では、研究費が学術分野における研究の発展に資するために交付されるものであることから、その付託に応えるために、研究費の適正な取扱いについて「研究倫理規程」に定めているほか、研究活動を行う全ての者を対象として「行動規範」を定めています。

2. 責任体制

本学では、研究費を適正に管理運営するために責任者（最高管理責任者・統括管理責任者・部局責任者等）を置き、学長が最高管理責任者として不正行為等について総括しています。また、統括管理責任者を置き、大学全体を統括するため各部局の責任者に対し、倫理委員会で計画した内容を全教職員に周知するように指導を徹底しています。

3. 企画・立案

研究費の不正行為等に関する施策等は、統括管理責任者、各部局責任者および学長が指名する者若干名で組織する倫理委員会において設定しています。その内容は、不正防止計画の立案・推進・運用・検証、不正行為等に係る調査および監視・監査体制の確立、発生要因に対する改善策並びに関係諸規則の作成・周知、その他、関連事項などです。また、不正行為等の問題が生じた場合には、特に当事者のプライバシーに配慮しながら、必要な調査・対応に努めることにしています。

4. 管理・運営

本学では、倫理委員会の施策に基づき、各業務の適切な管理運営を図るために、次のように対応しています。

- (1) 相談窓口：申請や手続等については、教務部で相談に応じています。
- (2) 通報窓口：不正行為に係わる通報窓口には、総務・統括部が当り、その都度、統括管理責任者に報告することになっています。
- (3) 調査：倫理委員会は、調査の対象となる当事者および当該部局に対して必要な書類の提出を求めるとともに、関係者から「不正行為等の事実」・「理由の正当性」などについて調査を行うことにしています。
- (4) 措置：予備調査の措置、本調中における一時的措置、不正行為等の認定・不認定などの措置については、倫理委員会の調査報告に基づき最高管理責任者が必要な処置を講ずることにしています。
- (5) 監査：本学では、倫理委員会、事務局、監事および会計監査人とも連携を図りながら、私立学校法および学内諸規則に基づき、コンプライアンス・監査担当部長が対処することになっています。

5. その他

本学では、研究費の取扱いを全て事務部門（教務部および総務・統括部）において管理しております。

照会先：学校法人 富士大学「研究倫理委員会」事務局
〒025-8501 岩手県花巻市下根子450番地3
電話：0198-23-6221
Fax：0198-23-5818
E-mail：syomu@fuji-u.ac.jp